

函館市監査公表第34号

函館市長から、行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成30年9月3日

函館市監査委員 山 田 潤 一

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 斉 藤 明 男

函館市監査委員 松 宮 健 治

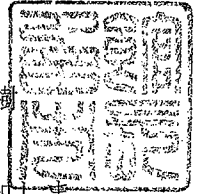


函子企
平成30年8月23日

措置通知書

函館市監査委員様

函館市長 工藤 壽 樹



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部局名	子ども未来部		
監査の種類	定期監査・財政援助団体等監査・ <u>その他（行政監査）</u>		
監査等実施期間	平成29年7月25日～平成30年2月26日	講評日	平成30年3月8日
調査対象事項名	本庁公用車集中管理以外の公用車の管理状況等について		
指摘事項, <u>意見・要望事項</u>			
事故報告書を作成し、部内回付しているが、総務部への報告がなされていないものがあった。要綱に則った適正な事務の執行を図られたい。			
措置内容, 対応・考え方等			
今後、事故が発生した際には、総務部への報告を行うとともに、要綱に則り適正な事務の執行に努めてまいります。			